

見附市告示第4号

見附市民有林造林保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年1月20日

見附市長 稲田 亮

見附市民有林造林保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市民有林造林保育事業補助金交付要綱（平成29年見附市告示第35号）の一部を次のように改正する。

題名中「造林保育」を「森林整備」に改める。

第1条中「造林保育」を「森林整備」に改める。

第4条中「森林環境保全直接支援事業」を「森林環境保全整備事業」に改める。

第6条中「100分の20」を「100分の30」に改める。

様式第1号から様式第14号までの規定中「造林保育」を「森林整備」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市民有林森林整備事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。